世羅町防犯機能付き電話機等購入費補助金事業について

特殊詐欺や悪質な勧誘電話等の対策として、高齢者が属する世帯を対象に防犯機能付き電話機等の購入費の一部を世羅町が補助します。

補助金申請には、購入前の申請が必要です。必ず購入前に申請してください。

補助の対象

- ① 町内に住所があり、居住していること(町内の自宅への設置が条件)
- ② 申請時点で 65 歳以上の方が属する世帯であること
- ③ 町税の滞納がないこと(世帯全員)
- ④ 町内に店舗がある事業者から機器を購入すること 等

補助の内容

補助額は購入費用の2分の1で上限10,000円(1,000円未満切捨て)

- ※世帯に属する65歳以上の方全員がマイナンバーカードの申請を行っている場合、
- 上限12,000円を補助額とします。

《例》購入額が18,900円(税込)の場合18,900円÷2=9,450円⇒ 補助金は9,000円(450円切捨て)

- ※ 申請は、1世帯につき1回限り
- ※ ナンバーディスプレイ契約、設置工事費、使用料はご自身の負担となります。
- ※ 通信販売、ポイントの支払い、キャッシュバックの購入は対象外です。 (ポイント利用を除いた費用が対象)

対象機器

防犯機能のついた固定電話機又は固定電話機に取り付ける機器で次の機能を有するもの。

- ア 電話の着信時(呼び出し音が鳴る前)に、相手に通話の内容を録音 する旨の警告メッセージを流した後、自動的に録音する機能
- イ 迷惑電話番号リスト(警察、自治体等から提供された迷惑電話番号のリスト)に登録された情報により、特殊詐欺及び悪質商法等悪質電話の着信を自動判別し、着信を拒否又は着信ランプ等で警告表示する機能

通話内容を 自動で録音!



着信ランプの色で 相手を確認!

> あやしい電話を 自動判別!

申請方法

① 世羅町防犯機能付き電話機等購入費補助金交付申請書(様式第1号)を世羅町総務 課に提出

添付書類: 見積書及びカタログ等の写し、世帯全員の住民票、世帯全員の 納税証明書類 (未納がない証明書)、マイナンバーカードの申 請を証明する書類 (マイナンバーカード、交付通知書)等、身 分証明書

※ 住民票、納税証明書類、マイナンバーカード申請証明書類等は、町の調査に同意 する場合省略可



② 世羅町防犯機能付き電話機等購入費補助金交付決定通知書(様式第2号)の交付 ※世羅町総務課から申請者へ交付



③ 対象電話機等を購入



④ 世羅町防犯機能付き電話機等購入費補助金実績報告書兼請求書(様式第6号)を世羅 町総務課に提出

添付書類:電話機等の購入に係る領収書等の原本又は写し(防犯機能付き電話機、 金額、事業者等が特定できる内容であれば可)、補助金振込先の通帳等の 写し(金融機関名、口座番号及び口座名義人(読みがな)がわかる箇所)



⑤ 世羅町防犯機能付き電話機等購入費補助金確定通知書(様式第7号)の交付 ※世羅町総務課から申請者へ交付



⑥ 補助金の振り込み

申込み・お問合せ先

受付期間:令和6年4月1日(月)~令和7年3月14日(金)

(※3月31日(月)までに納品、支払いが可能な場合に限る)

※先着順に受付し、予算額に達し次第終了となります。

窓 口:世羅町 総務課 生活安全係 (本庁舎1階)

☎(0847)22-1111 8:30~17:15 (月~金)